

# 地域再生計画

## 1、地域再生計画の名称

「まちづくり・ひとづくり・集いづくり」再生利用プラン

## 2、地域再生計画の作成主体の名称

徳島県海部郡海陽町

## 3、地域再生計画の区域

徳島県海部郡海陽町の全域

## 4、地域再生計画の目標

海陽町は、平成 18 年 3 月 31 日「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、海南町・海部町・穴喰町の合併により誕生した町である。

本町は徳島県の最南端に位置し、総面積 327.58 k m<sup>2</sup>に及ぶ広大な地形を有しており、その 9 割は山地である。南東の青く美しい海岸は室戸阿南海岸国定公園に指定され、北西部には 1,000m 及ぶ緑豊かな山々がそびえている。これらの山々を水源として町の中央には究極の清流を目指す海部川が、南部には穴喰川が太平洋に流れ込み豊かな自然を有している。

一方で、少子（10 年間で 26%）・高齢（10 年間で 65 歳以上 27.7%から 34.1%）・過疎化（10 年間で 7%）が進行し、一次産業の担い手不足や地域コミュニティーの喪失など地域の活力の低下が危惧されている。

また、本町は歴史的にも地域スポーツの振興、学校体育に対する意識は高く、かつ町民もスポーツに関してとても熱心で協力的な土地柄であるものの、最近ではスポーツ参加者の固定化、種目の固定化、世代間交流の不足、スポーツ少年団に加入していない子供への対応などの問題があり、また、社会体育施設についても現在は学校施設を利用していることから、昼間や学校行事の事情で利用したい時に利用できないのが現状である。

このような課題を抱える本町では、町政方針の一つに「町づくりは人づくりから」を掲げ、自然の美しさを後世に残しながら、それと調和した魅力あふれる町づくりの推進や、住民一人ひとりが地域の魅力を理解し、その中で暮らしに対する郷土愛をはぐくむような人づくりの推進に取り組んでいる。

さらに、この人づくりを、様々な活動を生み出すうえでの活力源とするだけでなく、

広域的な交流を推進するうえでの原点と位置づけ、人と人とのふれあいを大切に育みたいと考えている。

こうしたまちづくりへの取り組みを通じて、町民一人ひとりが安らぎを享受でき、自然環境や生活・歴史文化とのハーモニーを図りながら、人と人が集い、意見を交わし、互いの親和を深められる環境づくりを目指す。「豊かな自然・交流の郷・安らぎとハーモニーの奏でる町」をまちづくりの基本理念に、これを実現するため「海陽町ふれあいスポーツクラブ」（仮称）を設立し、現在は使われていない海部小学校の体育館を、スポーツ・リクレーション活動を通じて地域の連帯を再認識し老若男女を問わず、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツを楽しむことができる生涯スポーツ推進の拠点施設として活用する。また、自然体験学習の拠点施設として、農業体験・文化・伝統工芸体験や地域の特産物をいかしたイベント実施の拠点施設として体育館を活用し、地域住民が集う機会を多数設けることにより、「まちづくり・ひとづくり・集いづくり」を目指す。

#### （目標）

1. 海陽町ふれあいスポーツクラブ（仮称）活動目標
  - ・平成22年度末時点での会員数 350名
  - ・平成22年度末までのニュースポーツ等の活動開催36回、参加者900名
  
2. 自然体験（文化財巡り・歴史文化）学習活動目標
  - ・平成22年度末までの講座開催回数5回、参加者300名
  
3. 各種産業（農業・伝統工芸・地場産業）体験イベント実施目標
  - ・平成22年度末までの体験講座・イベント開催回数5回、参加者300名

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

海陽町は歴史的にも地域スポーツの振興、学校体育に対する意識は高く、かつ町民もスポーツに関してとても熱心で協力的な土地柄である。

プロ野球の上田元監督・プロゴルファーの尾崎3兄弟・元プロボクシング世界チャンピオンの川島選手等の出身地でもあり、最近では、海陽町宍喰出身の高校生が2007年インターハイ（陸上競技 円盤投げ）で優勝するなどのめざましい功績を残している。

しかし、近年は、気軽にスポーツを楽しむ場の不足等から、スポーツ参加者や種目の固定化、世代間交流の不足等の課題が発生している。

このため本町では、更なるスポーツ振興を図るため、「海陽町ふれあいスポーツクラブ」

(仮称) を設立し、廃校の体育館を拠点として活用することにより、すべての町民がスポーツ、リクレーション活動に親しみ、活動を通じて、地域の連帯・結びつきを再認識し、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツを楽しむことができるようにする。また、自然体験学習の拠点施設として、あるいは農業体験・文化・伝統工芸体験や地域の特産物をいかしたイベント実施の拠点施設として活用することで町民のふれあいの機会を設ける。

これらの取り組みを通じて人と人がふれあうことにより、地域住民の元気づくり、人間性豊かな人づくりを目指し、更なる町の活性化を図る。

## 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

### (1) 支援措置の番号及び名称

【番号】A0801

【名称】補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

### (2) 事業の概要

#### 1) 「海陽町ふれあいスポーツクラブ」(仮称) の設立

: 事務局会議の充実

##### ・地域スポーツ振興計画の立案

スポーツクラブの主役は地域住民であり地域で育み発展していくことを目標に、誰もが行いたいスポーツを自由に選択できるとともに、各種イベントなどいろいろな形で楽しむことができる場づくり、自主的な運営、自主財源を主とする運営、クラブとしての理念の共有等を目指す。

##### ・地域住民の理解の促進と推進グループの形成

クラブ設立に向けた推進グループを組織し、クラブの育成は、スポーツ振興のみならず世代間の交流、高齢化社会への対応、地域住民の健康、体力の保持増進、地域の教育力の回復、学校運動部活動と地域の連携等、新たな地域づくりが期待できることについて理解を得る。

##### ・既存スポーツ団体との連携

海陽町には既存スポーツ団体として海陽町体育協会を組織する野球・テニス等の11種目24のクラブが存在する。また下部組織としてスポーツ少年団が組織され11のクラブが存在する。これらのスポーツクラブとの連携を密にし「海陽町ふれあいスポーツクラブ」(仮称) 設立について理解と協力を得る。

: 各種研修会・講習会への積極的な参加とモデル事業先進地への視察

体育協会役員、体育指導員や地域づくりの担い手、公民館長、婦人会役員、青年団役員、老人会役員等に対しスポーツクラブについての理解を得るため研修、指導者としての講習会参加、先進地の視察等を計画する。

: 「海陽町ふれあいスポーツクラブ」設立準備委員会（仮称）の結成

地域住民やスポーツ団体等との話し合いを踏まえ、「海陽町ふれあいスポーツクラブ」（仮称）設立を目指す。

: 各種団体への説明会の実施と協力要請

町内各種団体に対しスポーツ・リクレーション活動を通して、地域住民の健康・体力の維持増進、会員相互の親睦を図るとともに、海陽町における生涯スポーツの普及・振興とコミュニティーづくりへの理解を図る。

: 体育指導員活動の充実、町内スポーツリーダーバンクの育成

体育指導員には、クラブ設立・運営に関して中核的役割やとりまとめ役を期待する。また、リーダーバンク（各種スポーツの有資格者名簿）を育成し協力を得る。

2) 自然体験学習の拠点施設として。

本町は平成6年に「(ふるさと教員制度)を導入し、郷土の自然や歴史を地域教材として特色ある教育を推進してきた経緯がある。

この豊かな経験を有した人材を生かすとともに、今年、本県で開催された第22回国民文化祭で得た感動を終わらせることなく、郷土の自然（海部川・母川のおおうなぎ・ホタル・ハッチョウトンボ・室戸阿南海岸国定公園）や歴史（文化財マップ・歴史年表）・(ボランティアスタッフ)を生かした文化財巡り等の拠点施設として活用する。

3) 各種産業体験イベント実施の拠点施設として。

本町は、豊かな自然や貴重な歴史・文化的資源に恵まれているとともに、グリーンツーリズムならびにブルーツーリズムによる観光交流産業の活性化も期待されている。

また、近年の観光客のニーズが、自然や文化志向の体験型観光へと大きく変化しており、本町においても体験型観光の推進に着手し、インストラクターの育成に努め修学旅行や研修旅行のため都市部から集客実績をあげている。引き続き、自然体験、農林業体験、文化・伝統工芸体験や地域の特産物を生かしたイベントを年数回実施する。

### (3) 支援措置の適用要件

①廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理

大臣の認定を申請すること。

補助金を受けて整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化について、地域再生計画を作成し内閣総理大臣に認定申請する。

- ②廃校校舎等を利用して実施される事業が「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。(民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合には、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業内容であること。)

スポーツは、人々の心身の豊かさと健やかさを育てるとともに、明るく活力に満ちた社会や地域づくりに重要な役割を果たすものであるとますます大きく評価されている。そのような中、「海陽町ふれあいスポーツクラブ」の設立は、社会連帯、相互扶助、地域への愛着心、青少年健全育成の気運の醸成に寄与するとともに、子どもと親、高齢者の参加できる活動を通して世代間交流が図られ、人と人のつながりによるまちづくりが実現するものである。また、運営にあたっては自主的な運営・自主財源を主とする運営・クラブとしての理念の共有等の基本認識のもとに取り組むものである。

- ③地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利用が必要であること。

本町の財政事情は極めて厳しい状態であり、徹底した事務事業の見直し等行財政改革を推進している。その中において、合併後の施設利用については効率的な利用を模索中である。また、海陽町総合計画を策定するにあたり住民意識調査から、海陽町のスポーツ施設についての満足度は 15.3%と低く、この度の転用がかねてより社会体育施設の整備されていない本町にとって、最も効率的である。

- ④同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

海陽町の学校教育施設(体育館)を無償で転用する。

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 基本方針に基づく支援措置による取組

##### (1) 支援措置の番号及び名称

【番号】C0401

【名称】公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

##### (2) 当該支援措置を受けようとする者

徳島県海部郡海陽町

### (3) 繰上償還を不要とする地方債の資金区分等

平成20年3月31日現在

借入対象施設名	海部小学校屋内体育館	海部小学校屋内体育館
借入資金名	簡易生命保険資金	政府資金
借入先	日本郵政公社保険事業部	財務省財政融資資金
借入金額	50,400,000円	60,700,000円
借入年月日	平成17年5月25日	平成18年3月27日
償還方法等	元利均等半年賦	元利均等半年賦
償還期限	平成42年3月31日	平成30年3月1日
未償還残高	50,400,000円	60,700,000円

### (4) 転用の形態及び転用後の施設管理者

◇転用の形態 社会体育施設として使用

◇転用後の施設管理者

徳島県海部郡海陽町大里字上中須128

海陽町長

### (5) 事業の概要

補助金で整備された小学校体育館を再利用し、「海陽町ふれあいスポーツクラブ」(仮称)を設立することにより、スポーツ・リクレーション活動を通じて地域の連帯を再認識し老若男女を問わず、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツを楽しむことができるよう生涯スポーツ推進の拠点施設として活用する。

また、自然体験学習の拠点施設として、あるいは農業体験・文化・伝統工芸体験や地域の特産物をいかしたイベント実施の拠点施設として活用する。

### (6) 支援措置に係る必要な手続き

貸し手である財務大臣及び独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理機構理事長に対して「取得財産処分等承認申請書」を提出する。

## 5-3-2 基本方針に基づく支援措置によらない取組

### 1) 海陽町「新春ふれあい駅伝大会」

町体育協会の役員を中心に実行委員会を組織し、毎年1月の第3日曜日に開催している。県内から参加者を募集し、集客・交流・人材育成・ヨコの人的ネットワークの強化に努めている。

(平成18年度実績参加チーム数 小学生チーム42・中学生チーム35・一般18)

## 2) 究極の清流海部川風流<sup>ふうりゅう</sup>マラソン

2009年2月22日(日)に、合併した新町の一体感や交流人口の増加による「地域づくり」を目指す町の一大イベントとして実施する。

(全国から700~1,000人の参加者見込み)

## 3) 生涯学習講座の開設

- ・ ボデーボード教室 毎年7月・8月に穴喰海岸にて親子を対象に実施
- ・ のんびりウオーク 毎年5月に「四国の道」や「轟の滝」周辺をコースに実施
- ・ 木工教室 毎月4回 海南文化村において観光客や一般住民を対象に実施
- ・ 藍染め教室 毎月4回 海南文化村において観光客や一般住民を対象に実施

## 4) 南阿波よくばり体験(体験型観光の実施)

- ・ 毎年5月から10月頃まで修学旅行、総合的学習、校外学習等の学校教育や家族、グループを対象に実施
- ・ 体験プログラム
  - 自然体験(ウミガメの観察・滝巡り)
  - 漁業体験(定置網魚やはえなわ魚・イセエビ刺し網)
  - 農業体験(田植え・稲刈り・森林作業)
  - 伝統工芸・地場産業体験(木工・竹細工・かづら細工)

## 6 計画期間

平成20年4月から平成23年3月末まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

体育館を拠点施設として活用する「海陽町ふれあいスポーツクラブ」(仮称)の運営については、運営委員会を設立し、クラブの現状把握・クラブ設立の意義・目標の説明・コミュニケーション・調整・事務処理等のチェック項目を掲げ達成状況の評価、改善事項の検討を行うこととする。

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし